

異動届出書の記入例（特別徴収から普通徴収へ切替）
柳井 一郎さんが9月30日で退職し、残税額を本人が納付する場合

異動者の年税額を
記入してください。

給与から徴収した月お
よび税額の合計を記入
してください。

年税額から徴収済額
を差し引いた金額を記

異動の生じた年月日
を記入してください。

該当する番号を○で
囲んでください。

3の普通徴収を○で
囲んでください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに提出してください

令和○年○月○日提出 (宛先) 柳井市長		(特別徴収義務者) 給与支払者	給与支払者の個人 番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	特別徴収義務者 指定番号	0000012345									
			所在地	〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号												連絡 先	部署名及び 担当者	〇〇課 山口 花子									
			氏名又は名称	〇〇株式会社												電話番号	(0820) 22-0000										
給与所得者 個人番号				0				0	0	0	0	0	0	8	7	1	1	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収			
フリガナ				ヤナイ イチロウ												25.300				6 月から	8.500	16.800	令和○年 9 月 30 日	①退職 2. 転勤・転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 ()	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ③ 普通徴収 (残額を本人が納付)		
氏名				柳井 一郎				旧姓 ()																			
生年月日				H6年 1月 2日																							
1月1日現在の 住所				柳井市南町一丁目10番0号																							
現住所				柳井市南町一丁目10番1号																							

※給与の支払いを受けなくなった後の住所

1. 特別徴収継続（納税者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目も記入してください。）

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	法人番号														◎転勤の場合(特別徴収継続) 左記転勤先へは月割額 _____円を ____月分(____月____日納期分)から 特別徴収するよう連絡済みです。 給与支払報告書の提出時に 選択した、通知書の受け取り 方法	納付書の 要・否				
	所在地 (送付先)													特別徴収義務者用 ☐ 電子 ☐ 紙 納税義務者用 ☐ 電子 ☐ 紙	☐ 必要 ☐ 不要						
	氏名又は名称																				
	受給者番号																				
部署名及び 担当者		電話番号																			
通知書の受け取り方法で電子を選択 した場合は①、②をご記入ください。														①eL TAX ID (nから始まる番号)		②メールアドレス					

2. 一括徴収（給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について、次の欄に記入してください。）

一括徴収をする場合（該当する項目に○をつけてください。）	徴収予定			一括徴収した税額は、____月分
1. 異動が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出が あったため。（ 月 日申出）	徴収予定年月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	(納期限 令和____年____月____日)で納入します。 ◆1月1日から4月30日の間に退職した方の残額については、5月31日までに 支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収額を上回る場合は、本人から 一括徴収の申出がなくても一括徴収してください。
2. 異動が1月1日から4月30日までの間で、新しい勤務先で 特別徴収の継続の希望がないため。		円	円	

3. 普通徴収（一括徴収をしない場合（該当する項目に○をつけてください。））

- ① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため。
2. 異動が1月1日から4月30日までの間で、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
3. 死亡による退職であるため。

※ 柳井市記入欄

※1月1日から4月30日の間に退職した方の残額については、5月31日までに支払われる給与又は
退職手当等の額が未徴収額を上回る場合は、本人から一括徴収の申出がなくても一括徴収してください。